

スポーツ医・科学委員会規程

第1章 総 則

第1条 公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第40条に基づいて、スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2章 目 的

第2条 委員会は、スポーツの医・科学的調査・研究を通じてその成果を東京都のスポーツの普及発展に役立てることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツの医・科学的調査・研究
- (2) 協会加盟団体の競技者の健康管理に関する調査・研究
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

第4章 委 員

第4条 委員会の委員は、以下の者の中から協会理事会（以下「理事会」という。）が選任する。

- (1) 東京都スポーツドクター連絡会に所属する公認スポーツドクター
- (2) 協会競技力向上委員会常任委員

第5条 委員の任期は定款第28条第1項に規定する理事の任期による。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員長・副委員長

第6条 委員長及び副委員長は、第4条第1号により選任された委員のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱する。ただし、委員長については協会の理事である者の中から選任することとする。

第7条 委員長は委員会を代表し、業務を統轄する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代理する。

第6章 委員会

第8条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とする。

第9条 委員会は委員現在数の過半数の委員が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7章 部会

第10条 委員会に事業遂行上必要と認めた場合は、委員会の議を経て部会を設けることができる。

第11条 部会については、委員会の議決を経て別に定める。

第8章 補則

第12条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月14日理事会の議決により一部改正。

附 則

この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月10日理事会の議決により一部改正。